定期性総合口座〈決済用普通預金(無利息型)含む〉規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は定期性総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。
 - ① 普通預金(決済用普通預金(無利息型)を含みます。以下同じ。)
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金 (M型)、自由金利型定期預金および変動金利定期 預金 (以下これらを「定期預金」といいます。)
 - ③ 定期積金(以下これらを「定期積金」といいます。)
 - ④ 第2号の定期預金または第3号の定期積金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該 各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。
- (2) 定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、これらの預金の預入れ、解約または書替継続は当金庫本支店で取扱います。なお、お取引内容により、口座開設店でのみの取扱いとなる場合もあります。
- (3) 定期積金の預入は当金庫所定の金額、期間以上とし新規、解約は当金庫本支店で取扱います。 なお、お取引内容により、口座開設店でのみの取扱いとなる場合もあります。

3. (定期預金等の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期性預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当金庫本支店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限(継続をしたときは、その最長預入期限)までにその旨を当金庫本支店に申し出てください。

4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続、定期積金の解約をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。なお、定期積金を解約する場合は、この通帳のほか定期積金証書控も提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

5. (定期積金の支払時期)

- (1) 定期積金の給付契約金は、満期日以後に払戻請求書なしで支払い、普通預金へ入金します。
- (2) 普通預金へ入金した後は、定期積金証書控は無効とします。

6. (預金利息の支払い)

(1) 普通預金 (ただし、決済用普通預金 (無利息型) を除きます。) の利息は、毎日の最終残高 (受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000 円以上について付利単位を 100

円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ 普通預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

7. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金および定期積金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。ただし、当座貸越金をもって定期積金の掛金払込みは自動支払いいたしません。
- (2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。) は、次の金額とします。 この取引の定期預金および定期積金の合計額の 90%または 200 万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

8. (貸越金の担保)

(1) この取引に定期預金または定期積金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。

この取引の定期預金および定期積金には、その合計額について 223 万円を限度に貸越金の担保 として質権を設定します。定期積金に対する質権設定手続きは当金庫所定の方法によるものとし ます。

- (2) この取引に定期預金または定期積金があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低い ものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金および定期積金が数口ある場 合には、預入日(継続をしたときはその継続日)または契約日の早い順序に従い担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金および定期積金について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
 - ② 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。この支払いがあるまで前号の(仮)差押にかかる担保権は引続き存続するものとします。

9. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を1円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合 その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
 - B 自由金利型定期預金 (M型) を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期預金 (M型) ごとにその約定利率に年 0.50%を加えた利率
 - C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年 0.50%を加えた利率
 - D 変動金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年 0.70%を加えた利率

- E 定期積金を貸越金の担保とする場合 その定期積金ごとにその約定利率に年 0.70%を加えた利率
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額 をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金の全額の解約、定期積金の全額の解約により、定期預金および定期積金のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14.6% (年 365 日の日割計算)とします。

10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳および定期積金証書控もしくは印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金もしくは定期積金の給付契約金の支払い、またはこの通帳および定期積金証書控の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (4) 通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます。) する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を もって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他 の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預金者は、 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額または不正な解約、書替継続による払戻しの額 に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

12. (盗難通帳を用いた払戻しまたは解約による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約、書替継続による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される 事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失

を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する 金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日または不正な解約による払戻しが行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに 該当すること。
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって 行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

13. (即時支払)

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、 それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ③ 定期積金掛金の払込みが6か月以上遅れているとき

14. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第16条第4項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第4項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

15. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な利用なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引内容、預金者の説明 内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしく は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に もとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍をお持ちでない在留期間がある預金者が、当金庫に届け出している在留期間を経過した場合、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当金庫に届け出している在留期間が経過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前1項~3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

16. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳および定期積金控を持参のうえ、当金庫本支店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金および定期積金の記載がある場合で、定期預金および定期積金の残高があるときは、別途に定期預金証書(通帳)定期積金証書(通帳)を発行します。
- (2) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止し、または貸越取引を解約できる ものとします。また、次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、 または預金者に通知することにより金庫が解約の通知を届出のあった氏名・住所にあてて発信し た時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の 意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第18条の第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触 する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められた場合
 - ④ 日本国籍をお持ちでない在留期限がある預金者が、当金庫に届け出している在留期間を経過し、適法な在留資格・在留期間を当金庫所定の方法により届け出されない状態が1年以上にわたって解消されない場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる 場合
- (3) 前項のほか次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認め られる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係 を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業 務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を解約することができるものとします。 また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその 解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の 期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

17. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

18. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期預金および定期積金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金および定期積金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできます。
 - ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率および定期積金の利回りはその約定利率(利回り)とします。

19. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

20. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。また、定期預金および定期積金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳等は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

21. (保険事故発生時における預金者および定期積金契約者からの相殺)

- (1) 定期預金および定期積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、定期預金または定期積金が第8条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。定期積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあると きには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を 要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

22. (未利用口座管理手数料)

- (1) 当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預け入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料 (以下「未利用口座管理手数料」といいます)以外の払戻等、所定のご利用がない場合には、こ の預金口座を未利用口座とし、当金庫が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
- (2) 当金庫は未利用口座管理手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当金庫所定の方法により引落しできるものとします。
- (3) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は当該預金残高全額を

引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約 することができるものとします。

- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、流動性預金共通規定第8条第5項の預金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 引落しとなった未利用口座管理手数料についてはご返却いたしません。また、第3項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めに応じられません。
- (6) 前5項は2021年4月1日以降に開設された預金口座に適用されるものとします。

以上